

令和 5(2023)年 4 月 1 日

電子入札参加者 各位

建設工事及び建設工事関連業務における電子入札に使用する  
IC カードの有効期限切れに伴う入札の無効について

標記の件につきまして、足利市における電子入札による入札書の取扱いについて、下記のとおりとなりますので、IC カードの有効期限の管理については十分にご注意ください。

記

1 入札が無効となる場合について

開札時に有効期限が切れている IC カードを使用した入札書については、開札時に有効な電子証明書の添付がなされていないため、入札が無効となります。

2 IC カードについて

電子入札で使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律で定められた特定認証業務の認定制度に基づき、国の認定を受けた事業者が発行する証明書で、電子証明書を発行する媒体です。

3 IC カードの電子証明書について

足利市電子入札においては、入札書の原本性を担保する目的で、送信者が作成した文書であることの証明を求めており、電子入札コアシステム対応認証局が発行する IC カードを使用することにより添付される電子証明書が必要となります。電子証明書には有効期限が付されており、この期限内において入札書の原本性が担保されます。

4 IC カードの更新手続きの注意点

開札時に有効期限が切れてしまう場合は、**必ず入札書提出時まで**に更新手続きを行い、新しい IC カードで入札書を提出してください。

「入札参加申請」と「入札書提出」に使用する IC カードが別でも問題ありません。

※不明な点がございましたら、お早めにお問い合わせください。

足利市役所契約管財課契約・検査担当  
TEL : 0284-20-2119